

平成26年度 第1回 むつ市有償運送運営協議会 議事概要

開催日時	平成27年2月25日（水） 13:30～15:20				
開催場所	むつ市役所 第3会議室				
出席委員	15名	欠席委員	1名	傍聴人	0名
議事次第	1 開会 2 概要説明 3 協議案件 シルバーピュアむつによる福祉有償運送の実施について 3 閉会				
議事概要	<p>1 開会 （事務局進行により開会）</p> <p>【会長あいさつ】 本日は、お忙しい中、むつ市有償運送運営協議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>総務政策部長の伊藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。平素から公共交通につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、この度は、本協議会を新たに設置するにあたり、会議へ御参加いただき重ねて御礼申し上げます。</p> <p>交通関連の会議としましては、平成20年度にむつ市地域公共交通活性化協議会を設置しており、具体的な案件としては、路線バスの運行内容の変更等について協議してきたところです。</p> <p>本日開催する協議会は、自家用車「いわゆる白ナンバーの車輛」が、料金を得て運送行為を行うということについて、住民の皆様、事業者、行政が一堂に会して協議するというものであります。</p> <p>公共交通を取り巻く環境は依然として厳しく、昨年春に市内のタクシー事業者2社が事業停止したこともまだ古い記憶ではないところかと存じます。</p> <p>一方、地方都市においては、高齢化の進行や居住環境の変化に伴って、新たな交通体系が必要とされるケースもあり、従来にない交通手段によって、外出の機会を確保しながら、地域の衰退に歯止めをかけるということが、一つの交通のあり方になっている側面もあります。</p> <p>この協議会では、既存の公共交通の利用促進を図らなければならない</p>				

中で、自家用車による有償運送を認めるかどうか、という大変難しい案件を協議していただくこととなりますが、関係する各方面の皆様にお集まりいただいていることから、地域にとってより良い着地点を見いだし、ていきたいと存じますので、御協力賜りますようお願い申し上げます。

(会長あいさつ後、企画調整課長から各委員の紹介)

2 概要説明

【事務局】

この協議会の会議で協議することは、伊藤部長の挨拶にもありましてとおり「白ナンバーの車にお客さんを乗せて料金をいただく」という自家用有償旅客運送について協議していただくこととなります。

このほど、市内のサービス付き高齢者向け住宅のシルバーピュアむつさんから、自家用有償旅客運送の一つの種類であります「福祉有償運送」を行いたいとの相談があり、この協議会を設置することとなったというのが、これまでの経緯となっております。

会議及び制度の概要について簡単に御説明いたします。

「事務局資料1」をご覧ください。

中程に、自家用有償旅客運送の種類を記載しておりますが、大きくは3種類に分かれていて、この会議では、2番目の福祉有償運送と3番目の過疎地有償運送について協議していただくこととなります。

福祉有償運送については、NPO等が要介護者や身体障害者等の会員に対して、営利とは認められない範囲で輸送を行うものとされております。

過疎地有償運送については、NPO等が過疎地域（法律で指定された、本市の場合、川内、大畑、脇野沢地区）において、地域住民等に対して輸送を行うものとされております。

NPO等がこれらの有償運送を実際に行うためには、運輸局に申請をして許可を得ることが必要ですが、地域の運営協議会で協議が調っていることが、言わば、その前提条件とされております。そのため、本運営協議会の設置とこの会議での協議が必要であるということです。

「事務局資料2」をご覧ください。

ただ今、この会議の概要と協議の対象について御説明しましたが、それらの関係法令を記載しています。

わかりやすくするため、法令をそのままではなく、概略を記載しておりますので御注意いただきたいと思います。

「事務局資料3」をご覧ください。

この会議で具体的に何について協議するのかについて、記載しております。

ポイントとして5点記載しております。

1つ目は、自家用有償旅客運送の必要性ということで、地域でこのような運送システムが必要であるかどうかということです。

2つ目は、運送の区域ですが、自家用有償運送については、運営協議会で協議が調った市町村を単位とするとされているほか、発着地のいずれかが、運送の区域に含まれていることが必要とされています。

3つ目は、旅客から収受する対価についてですが、実費に基づく営利に至らない範囲とされており、具体的には、タクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内とされています

4つ目は、運送しようとする旅客の範囲についてですが、本日の協議案件となります福祉有償運送については、公共交通機関を利用することが困難な身体障害者や要介護者等が対象とされています。

5つ目は、自家用有償旅客運送の管理体制として、法令で定められた要件を満たしているかということについて見ていただくこととなります。

本日はシルバーピュアむつさんから、実施予定の運送内容について説明していただきますので、ただ今の5つのポイントを念頭に事業者説明のお聞きいただきたいと思えます。

その上で、この運営協議会として、シルバーピュアむつさんによる有償運送を了承するかどうかを決めていただくこととなりますが、決定方法については、当運営協議会設置要綱第5条第3項において「会議の議事のうち議決を要する事項については、出席委員の過半数の同意により決することとする。」となっております。

従いまして、事業者説明とそれに対する質疑の後に多数決を採らせていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【会長】

質問等ありませんか。(⇒無し)

3 協議案件

【会長】

それでは、協議案件に入りますので事業者からの説明をお願いします。

【シルバーピュアむつ】

福祉有償運送については、高齢者が増加する中で公共交通機関では他人の介助なしに移動困難である方が多く見られるということで、高齢者の方でも買い物や通院といったことが手軽にできる生活環境作りの一環として本事業を実施したいと考えています。

当法人が運営するシルバーピュア八戸では既に実施しています。

現在公共交通機関の中でも福祉事業として介護タクシーが運行されていますが、介護認定を受けられている方の中で要支援の方は、介護保険が受けられない場合があります。そういった方にも、自分の意志で買い物に行ったり、少し手を差し伸べることにより通院が自分の意志でできるようになる、という考えから福祉有償運送を始めています。

八戸でもそうですが、市内から少し外れたところや自宅の環境によってはタクシーが入ってこれない道路、ドアツードアの形がとれない場合もある。特に冬場の外出を控える高齢者の方が増えています。

現在シルバーピュアむつにお住まいの方では、家族が遠方にいることで、支援がなかなか受けられない状況の方もいるため、そういう方に少しでも充実した生活をしていただけるように福祉有償運送を始めたいと考えています。これが私どもが考えている福祉有償運送の必要性ということになります。

運送の区域については、発着のいずれかがむつになければならないということで、シルバーピュアむつは金曲にあるので、そこから病院とか、買い物での利用を考えています。

旅客から収受する対価については、「事業所が提供する運送の対価は次のとおりとする」という資料をご覧ください。

当事業所では、距離制を採用しています。運送の対価は、むつ地域のタクシー料金の概ね1/2程度とし、乗車地点と降車地点の地図上での直線距離を基に計算します。運送対価は地図上の直線距離を1.2倍して、見なし運送距離とし運送距離が初乗り1500mまで330円、以後309m毎に40円を加算した額となる。介護車両の場合は搭載料金1回200円となり往復の場合は1回という対価にします。

この直線距離に1.2倍を掛ける計算方法については、例えばここからむつ病院に行く場合に、ここからむつ病までを線でまっすぐ引く。1.2を掛けるというのは、道路というのは地図上では直線だが道路は曲がっているため、その実際に走る距離に概ね近づけるためですが、実際の走行距離よりは若干短くなります。

以後309m毎に40円加算するとしていますが、これはタクシー料

金の加算は339mで90円ですが、90円の1/2とすると45円になり5円が実質半端となるので、309m毎に40円という加算をしていけば概ね1/2ということで計算をしています。資料下にありますが、概ね1500mのところまで330円、以後2000mで410円と概ね1/2になっています。

複数乗車の対価については、人工透析の透析者、知的障害者、精神障害者の施設通所等のための運送の際には複数の乗車が可能になります。同一目的で同じ場所同じ方向という場合は複数の乗車が可能で、その距離の人数割という計算方法になります。会員の入会金、年会費は不要です。

運送しようとする旅客の範囲は、福祉有償運送の場合、障害認定を受けられている障害者、介護認定を受けられている方を対象とします。

過疎地域運送については、むつ市では過疎地域に認定されている地域があるということなので、要望があった場合、そういう形で運送を行いたいと考えています。

次に自家用有償旅客運送の管理体制については、5台以上の車両を配する事業所においては運行管理者資格証が必要ですが、現在シルバーピュアむつで行う運送に関しては使用車両数が3台なので、運行管理資格証は有していませんが、運行の責任者は配置します。

運転者に関しては今現在全員が福祉運送講習を受講して有償運送に関わるドライバー等の資格を有しています。併せて、ドライバーはヘルパーの資格を有する者がいるという状態で事業を行っていきたいと考えています。

【会長】

事務局が配付した資料についても説明願います。

【事務局】

今回の福祉有償運送の主な対象者としては、高齢者の方、障害者の方が想定されるのでそれに関する数値をまとめています。

市内のタクシー会社に照会して、現在の車輛保有台数や、要介護認定者数、障害者手帳の交付数という内容になっています。

なお、先ほどの事業者から、福祉運送講習を受講しているとの説明がありましたが、その修了証については、個人情報も記載されているため配付資料に添付しておりませんが、内容は事務局において確認済みです。

【会長】

事業者から説明があった資料について何かご質問等ありませんか。

【委員】

事業に用いる車両の種類について、説明では3台でしたが、資料にはセダン型1、軽1、合わせて2台とあります。この内容はどうなっているのでしょうか。

【シルバーピュアむつ】

現在保有しているのは2台ですが、車いす搭載型の車両を準備する予定で、3台として説明しましたが、提出書類の中では2台となっていたため訂正させていただきたいと思います。

【委員】

車両の台数は一度認可されたら台数を増やすとか種類を増やすということは自由なのですか。

【シルバーピュアむつ】

軽微の変更ということで車両の増減というのは可能です。

【会長】

軽微の変更というのは何台増やしても軽微の変更になるのですか。

【委員】

台数の制限は特になく、一気に10台とか増やすこともできますが、最初に説明いただいたとおり5台以上の備えつけになるといと有資格の方が必要になるので、必要に応じてこちらの方で確認をさせていただくこともあります。

【会長】

そうしますと資料には2台とあるけども、仮にこの協議会で承認ということになればもう1台プラスして3台になるということでしょうか。

【シルバーピュアむつ】

はい。

【委員】

この事業の対象になる方は身体障害者、要支援認定者、要介護認定者とありますが、現在、軽い症状の方で公共交通機関、バス、タクシーを利用されている方も多いと思います。自力で公共交通機関を利用されている方であっても、その身体障害者の程度が軽い級で手帳の交付を受け

ていたり介護認定を受けている方は対象になるということか。

【シルバーピュアむつ】

福祉有償運送の利用に関しては、公共交通機関を利用できない方を対象としているサービスですので、介護認定があろうがなかろうが通常の公共交通機関を利用できる方は会員として登録することはできません。

【委員】

そうするとこの使用する車両セダン1、軽1では対応できないので、自力で移動できない人ということを考えると、車いす利用者とかストレッチャー利用者が対象になるということでしょうか。

【シルバーピュアむつ】

ストレッチャーに関しては当事業所では対応できないので、ストレッチャー利用の方に関しては当事業所の会員になることはできません。ただし車いすとか、一人で乗降するのが難しい方、例えば歩行10分以上するのが難しいとか、1人で座っていることが困難であるといった方を対象としたサービスとなります。

【会長】

これから事務局から説明のあった5つのポイントについてを意見交換していきますので、まずは、資料について質問等ありませんか。

私から質問させていただきます。4枚目に身体状況等対応ごとの会員数29人とありますが、これは現在シルバーピュアむつにいる方が29人ということでしょうか。

【シルバーピュアむつ】

31人いますが、その中の2名は介護認定を受けられていないので、この方が対象外となるので会員としては29名となります。

【会長】

先ほど、家族が遠方にいらして、こっちにすぐ来れないという人もいるという話でしたが、29人のうちどのくらいの方の家族が遠方にいますか。

【シルバーピュアむつ】

25名です。

【会長】

料金を引き出す計算式については妥当なものでしょうか。

【委員】

その妥当性も含めて会議で話し合いをしていただきたい。我々として意見を申し上げるような立場にはないということです。

【会長】

この対価はタクシー料金の1／2位には入っているのでしょうか。

【委員】

概ね該当します。

【委員】

事務局から過疎地有償運送の話がありましたが、旧町村地区が過疎地に該当するという話を受けて、事業者側の説明では、その部分を考えていきたいとの話がでした、今回の申請はあくまでも福祉有償運送だけで過疎地の部分は今後挙げる可能性があるということでしょうか。

【シルバーピュアむつ】

過疎地について必要があればということで、あくまでも今当事業所としてやっていきたいのは福祉有償運送の部分。ただ、ニーズがあれば検討はしたいと思います。

【会長】

先ほど事務局から5つのポイントを挙げていただいたが、事務局の資料3の1～5までそれぞれご意見等を伺いたいと思います。それぞれの部分で決を採ることはせず、5番までいった後に総合的にどうするか判断していただきたいと考えております。それではまず、当地域での家用有償旅客運送の必要性ということについて発言をお願いします。

【委員】

シルバーピュアさんでは、障害者手帳を持っている方、要支援、要介護者であっても自力で公共交通機関を利用できる方は会員登録できない、ということかと思います。

自力で公共交通機関を利用できないということは、介助者がついて移動するとか、車いすとかストレッチャーを利用して移動することになると思いますが、今準備してある車両ではそれには対応できないので、対応する車はこれから準備するというお話しであったと思います。

我々タクシー事業者では、乗降が不便なお客様には、車いすを用意して乗り降りさせたり、あるいはおんぶしたりといったサービスをするのは当たり前になっています。

それと現在、社会福祉協議会さん、民間の事業者さん、タクシー会社でも車いすとかストレッチャー対応の車を用意している会社もあります。

そのような中で、車輛が不足しているとか、そういった方を対象としての対応ができていないということは、私の知る限りでは聞いていないが、関係団体の皆様の御意見をお聞かせください。

【委員】

タクシーは1割引になっているし、バスとか鉄道の交通機関は100キロ以上で半額になっています。身障者手帳を持っている人は、2,800人くらいで、そのうち現在我々の会員になっているのは170~180人くらいです。その中の話であれば、そんなに不自由だという話は今のところ聞いていません。

【委員】

特に会員からは聞いていません。会員でない方で一人暮らしの高齢者はどうでしょうか。

【委員】

高齢者についてまだそういう話は聞いていません。

【委員】

八戸での運行状況等を聞かせてください。

【シルバーピュアむつ】

八戸では、認可を受けたのは今年の5月で10月から実際に運行をしています。現在八戸での会員数は46名で、会員の利用状況は通院が主な目的となっています。通院の場合は、定期的に週2回程度の利用になるため、月のべ数で120件くらいの利用になります。大体近隣での利用ですので、ほとんどが基本料金程度ですが、中には総合病院とか少し距離があるところへ行かれる方もいます。時間帯は通院のためどうしても午前中の時間帯に集中します。八戸では今3台ですが、1日に3人から10人での往復という形になります。利用としてはドアツードアという形なので、乗降補助という形を取る方もいるし、車いすでの通院、中にはシルバーピュアむつもそうですが、通院介助でヘルパーもいたり、中には家族が車を持っていなくて、シルバーピュアにバスで来られて一緒に付き添って行くという形もあります。

【委員】

先ほどの説明の中で、タクシーとかが入って来られない場所という話

がありましたが、むつでは、実際どのように使われると考えていますか。

【シルバーピュアむつ】

会員としてはシルバーピュアむつの入居者を対象として考えています。八戸もそのような形で始めたものの、施設で介護車両を持っているところもありますが、どうしても車両の数が足りないということで、ケアマネージャーさんとかが「会員登録をできないだろうか」という話から、自宅に住んでいて介護認定を受けられた方を含めて、46人の会員となっています。シルバーピュア八戸の入居者が32人ですが、その利用が20名くらい、残りの約20名が在宅の会員となっています。

【委員】

在宅の方は対象にしないのですか。

【シルバーピュアむつ】

現在は考えていませんが、要望があれば考えていきたいと思います。

【委員】

要望があれば今後そういう展開もあるということですか。

【シルバーピュアむつ】

会員登録については、有償運送の目的を考えていただきたい。今、入居している方を対象に話しをさせていただきますが、高齢者の方で自分一人で入居して、家族がいる方といない方がいます。家族がいても離れている方もいる。また、近くにいても車を持っていない場合もある。そういう方を含めて自分の行きたいところへ通院したり、自分の目を見て物を手に取って買い物をする、というごく普通の生活ができるようになるのを考えてやらせていただく事業です。そういう観点から在宅の方でもニーズがあればやらせていただければと思います。

【会長】

既に協議ポイントの4番に入ってしまった感じですが、旅客の範囲についてご質問、ご意見ありませんか。

【委員】

福祉有償運送の場合、公共交通機関を利用することが困難な身体障害者、要介護者というのは理解します。資料の4番に会員数29名の中で4級、3級、要介護の1、2とあります。

例えばうちのバスであれば身体障害の1級の方でもバスに乗られている。身体障害者の4級の方を考えたときに本当にこの方達が移動困難な

のかと。この数を見ると、どこが移動できない範囲なのか見えてこないのですが。

【シルバーピュアむつ】

会員になっていただく時に私どもで一度面談をさせていただきます。施設に入居されている方に関しては入居時にどういう状態か確認させていただきます。介護認定を受けられている方は、例えば介護の3、4で、見た目は普通に何の問題もない状態の方でも、認知的な場合もあり、一人では乗降ができないという要件は見た目ではわからない部分があります。

また、障害者については、介護認定も受けられている方がいます。人数がわかりやすくということで介護の部分は含まずに記載してあります。

【委員】

そうすると事業者さんが面談して、その方がサービス提供の対象者か否かを判断するということですか。

【シルバーピュアむつ】

はい。

【委員】

繰り返しますが、自力で公共交通機関を利用できない人、車いすとかストレッチャーを使う人、ヘルパーが介助しながらタクシーを利用している方、そういう方も会員登録すればタクシー料金の半額程度で利用できるということですか。

【シルバーピュアむつ】

はい。

【委員】

この申請の段階で車いす対応車両やストレッチャー対応の車両がないというのは、準備不足ではないでしょうか。とりあえずここで承諾を得さえすれば後で車両を運用するという感じに受け取られますが。

【シルバーピュアむつ】

確かにご指摘のとおりだと思います。ただし、認可＝営業開始という話でもないと思っています。八戸でも承認を受けてから実際の運行までは時間を要しました。

地元の皆さんと、公共交通機関もあるので共存できる形でやりたいと

考えており、そういう所では車両の即時の準備の体制は整っています。

【会長】

この協議会で了承を得られなければ申請ができないということになっていますが、ここで仮に了承を得られれば、車両数については「3台」という形で申請されるということですか。(⇒シルバーピュアむつ：そのとおり)

他に何か。

【委員】

むつ下北で過疎地有償をしている自治体は佐井村さんだけと記憶していますが、ここに記されている過疎地域自立促進特別措置法で規定される過疎地域には、むつ地区含まれるのですか。

【会長】

むつ市の旧川内、脇野沢、大畑この3つの地域が過疎地域です。

【委員】

旅客から収受する対価について、タクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であるということと事業者から運賃の概ねの目安として示されていますが、乗用旅客運賃は公道をタクシーなりハイヤーが移動する営業距離に応じて対価が決まります。

シルバーピュアさんでは、地図の上で当てはめた直線距離で計ることですが、これで概ねタクシーの上限運賃の1/2の範囲内というのは果たして適正なのか。

それから、旅客の範囲の身障、要介護、要支援の方に特定する輸送であれば道路運送法の4条、つまり緑ナンバーで患者等輸送事業等をやるのと、この福祉有償のどこを比べ、こちらの方がより優位性があるところの事業にしたのか、この2つについてお願いします。

【シルバーピュアむつ】

1.2を掛けることについては、実際に山形でこういう事例があり、地図上の距離に1.2を掛けるというのが適正な距離になるということで、実際に走行距離のタクシー比較表というデータもあります。実際の走行距離に比べると短くなると思われれます。

【委員】

そうするとタクシー料金の1/2よりさらに安いということですか。

【シルバーピュアむつ】

そうですが、道路が直線の場合など、場所によってはそうでないところもあります。

【委員】

今の件について、例えば脇野沢から大畑まで行く場合、直線距離に比べて、実際の道路はかなりの距離を迂回することとなります。どうして車に付いているメーターで計らずに1.2を掛けることが妥当と言えるのか。車には100m単位のメーターがついていますが。

【シルバーピュアむつ】

私どもの場合は、まず会員様との契約をしますが、まずどういう目的地かということがあります。例えば通院であればその距離を事前に計って乗車された時に「どこまでですと何kmでいくらです」というふうに料金を明確にするためそうします。

道というのは1本ではないので、道路によっては距離が異なります。それは会員の負担になります。ところがそれを直線という形であれば、どの道を通ろうと料金は一定です。利用された方に同じサービスを提供することができ、直線距離にすることで料金を明確にできます。

【委員】

明確にというならば実際の走行距離で計るのが一番ではないでしょうか。それでないと利用者側も納得できない部分もかえって出てくるのではないかと思います。

タクシーも実際の走行距離であり、そういうリスクを抱えつつ私たちはタクシーを利用しています。福祉車両の場合にその部分を排除するという考えはちょっと納得できません。

【シルバーピュアむつ】

乗っていただいたときに「何kmでいくらですよ」とお伝えします。同じ病院に行かれるのであれば利用される方もわかることとなります。そういう意味でこの料金のシステムは妥当だと考えています。

【委員】

車にメーターは付いていないのでしょうか。

【シルバーピュアむつ】

走行メーターはありますが、そのやり方では若干変動が出ます。違う道を通ったときに同じ目的地に行くのに距離が変わることもあります。直線で結んでしまえばそれが最短であり、これほど明確なものはないと考えています。

【委員】

そうすると、事業者でここからここまでは何kmときちんと表にしているということでしょうか。

【シルバーピュアむつ】

はい。利用される方は今までタクシーを使われていたりしていますので、実際に見ればその半分くらいかなというのは実感できると思います。半分というのをいかすわけではありませんが、利用される方がより安定した生活ができるようにと思ってこのようなシステムを採用しています。

【会長】

他に何か。最初にポイントの1から5まで一つずつやっていきたいと話しましたが、途中から全部入っていますので、それぞれでお聞きになりたいところについて発言をお願いします。

【委員】

この有償運送は、バスやタクシーでは十分に輸送が確保されない場合に行われるものであるとのことですが、むつ市ではタクシーやバスでは十分な輸送が提供されていないと考えていますか。

【シルバーピュアむつ】

どこの場所でも公共交通機関があり、不十分だとは考えていません。

【委員】

例えば会員になった方が、脇野沢に行きたいと言ったときには乗せてもらえるのですか。

【シルバーピュアむつ】

基本的には通院や買い物とか生活に必要な部分での予約ですが、必要に応じてそのような使用にもなると思います。ただし、何が目的かと言えば、介護認定、障害の認定を受けられている方の普段の生活に対して必要な部分、その一環で何か手助けをできればと考えています。

【委員】

それであれば介護保険を使って通院等乗降介助とかもあるが、なぜこのやり方を選んだのですか。

【シルバーピュアむつ】

先ほど申したとおり、要支援の方とか介護2以下の方は介護保険を使
っての利用ができません。

【委員】

むつ市には、地域に根ざしてきた福祉施設が多数ありますが、市場調
査を十分にやったうえでの考えですか。

【シルバーピュアむつ】

NPOが行う福祉有償運送という運送サービスというのはそもそもボ
ランティアでほとんど対価的なもの、商売的な要素はまるで望めないと思
っています。

少数ではあるが、支援を受けられない方が存在しますので、多少の対
価はいただくが、お手伝いしていききたいというのが今回我々がやろうと
していることです。

【委員】

シルバーピュアさんの施設の近くには苦生モールがあり、タクシーで
も初乗り540円で足りると思います。そこを敢えて入り込んでやる
というのは何かあるのでしょうか。

【シルバーピュアむつ】

タクシー業界の一角を何とかしてやろうとかいう考えは毛頭ありませ
ん。一人でできない方、数10mでも歩けない方、歩いて何回か休ま
なきゃいけない方がいます。冬期においては歩道に雪があり足場が悪い、
行きたくても行けない場合があります。そういうことから手助けになれば
いいという考えであり、タクシーを利用する人は利用すると思います。

【委員】

講習を受けることで有償運送が可能になるとのことだが、事故等の対
応についてはどのように考えていますか。

【シルバーピュアむつ】

法的なことと言えば有償運送講習というのを受ければそれが可能と定
められているのでそれに従って、今ドライバーになる人間は講習を受講
させています。

併せてヘルパーの資格も有しているのです、介護の認定を受けられてい
る方に対しての同行等は可能だと思っています。

【会長】

今回初めての会議と言うことで、今日どうしても結論を出さなければ

ならないということでもないかと思えます。日を改めて協議するという
ことでもよろしいでしょうか。

【シルバーピュアむつ】

その時にもう一度この5項目についての話し合いをするということ
ですか。

【会長】

はい。私が決を採るのはまだ早いという認識なので次回でよろしい
でしょうか、ということで皆さんにお諮りします。(⇒ 了承される)

今日は結論が出ませんでした。むつ市で初めてという部分もありま
すので、少し時間をかけながら協議をして着地点を見いだしていきたい
と思っております。

今回の議事録については次回までに事務局でまとめて皆さまにお配り
いたします。

4 閉会

(事務局進行により閉会)